

保護者の皆様へ

緊急事態宣言解除後の保育園の対応について

平素より本区の保育事業にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

また、令和2年4月10日（金）からの臨時休園におきましては、多くの保護者の皆様にご自宅での保育にご協力をいただき心よりお礼を申し上げます。

さて、国においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を本日解除する方針が示されております。緊急事態宣言が解除された場合、区内の保育園における対応については、下記のとおりとしますのでお知らせいたします。

なお、状況が変化した場合は対応を変更する場合がありますので、その際は改めてお知らせします。

新型コロナウイルス感染症に関しては、緊急事態宣言が解除された後も予断を許さない状況が続き、今後も感染の予防・拡大防止に十分留意した取組みが求められます。保護者の皆様には引き続きご負担をお掛けすることになりますが、この難局を乗り越え、一日も早く保育園が本来の子どもたちが楽しく過ごせる場所になるよう、ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 臨時休園の期間について

令和2年5月30日（土）まで臨時休園を継続します。

臨時休園の期間中は、代替措置として応急保育を実施します（実施内容はこれまでと同様です）。

※この間、区ホームページ「令和2年5月中の保育園の運営について(5月15日更新)」に掲載していたとおりです。

2. 保育園の再開と登園自粛の要請について

令和2年6月1日（月）から保育園を再開します（延長保育・休日保育も再開）。

ただし、引き続き基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があることなどから、臨時休園終了後も当面の間は感染防止のため、仕事が休業等で自宅での保育が可能な方や仕事を休んで家にいることが可能な方においては、登園を自粛していただきますよう要請いたします。

なお、登園自粛要請の解除は、都内の感染状況等を踏まえて判断しますが、当面は、令和2年6月30日（火）までを予定しています。

3. 保育園の運営について

(1) 保育園における感染防止対策

保育の再開にあたっては、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」や厚生労働省通知などを踏まえ、各園において引き続き徹底した感染防止対策を講じた上で、適切な保育を実施してまいります。

なお、保育園における感染拡大防止の観点から、別途、保護者の皆様へ登園時のお願いなどをお知らせさせていただきます。

(2) 6月1日以降の給食の取扱い

6月1日から給食を再開いたします。

ただし、各施設の準備状況により対応が異なる場合があります。

4. 保育料について

5月30日までの臨時休園（応急保育）期間中は、保育料は掛かりません。

6月1日以降の登園自粛要請にご協力いただいた場合（事前に在籍園へ申し出）は、登園日数に応じて保育料が日割り計算されます（登園日のみ保育料徴収対象）。

※登園自粛要請となる6月以降の保育料については、区ホームページ等に掲載するほか、保育料の支払い対象の方には、別途5月中にお知らせを郵送いたします。

5. その他

(1) 臨時休園の実施により、お子様及び保護者の皆様が自宅で過ごす期間も長くなってまいります。6月以降の登園自粛中も含め、ご家庭での子育てについて不安や心配事などがありましたら、遠慮なく保育園へご相談ください。

(2) 各保育園においては、出来る限りの感染防止対策に努めてまいります。新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、当該保育園は臨時休園することになります。

(3) 新型コロナウイルス感染症に関する保育園の対応については、区ホームページに随時掲載していますので、ご覧ください。

【お問合せ先】

豊島区子ども家庭部保育課

- | | | |
|------------------------|--------------|--------------|
| ・ 区立保育園について | …公立運営グループ | 03-3981-2028 |
| ・ 私立保育園について | …私立保育所グループ | 03-3981-1823 |
| ・ 地域型保育事業、千早みゆき保育園について | …地域型保育事業グループ | 03-3981-1961 |
| ・ 保育料について | …入園グループ | 03-3981-2140 |